

産業厚生常任委員会資料

令和3年12月3日

産業振興部 農地整備課

加東市危険木から市民等の生命・住宅等を守る条例（案）の概要

《条例の趣旨》

- ◆近年、台風等の自然災害が多く発生し、その度に立木が倒れ、民家や施設に被害を与える事例が全国各地で起きています。
- ◆民法（第717条）では、竹木の植栽又は支持に瑕疵があって他人に損害を生じたときは、その所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うとされています。
- ◆また、場所によっては、人命に関わることもあり、仮に所有者が賠償責任を負うことになっても、被害者側の負担は非常に大きなものとなります。
- ◆加東市は地形・歴史的にも、民家や事業所等の近くに立木が存在していることが多くあります。
- ◆温暖化の影響により、規模が大きくなる自然災害に対し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、加東市では、立木の所有者に適切な管理を促すとともに、市民の生活に影響を与える危険木に対応するため、この条例を定めます。

条例の目的

- ◆市民等の生命・住宅等の財産を保護する。

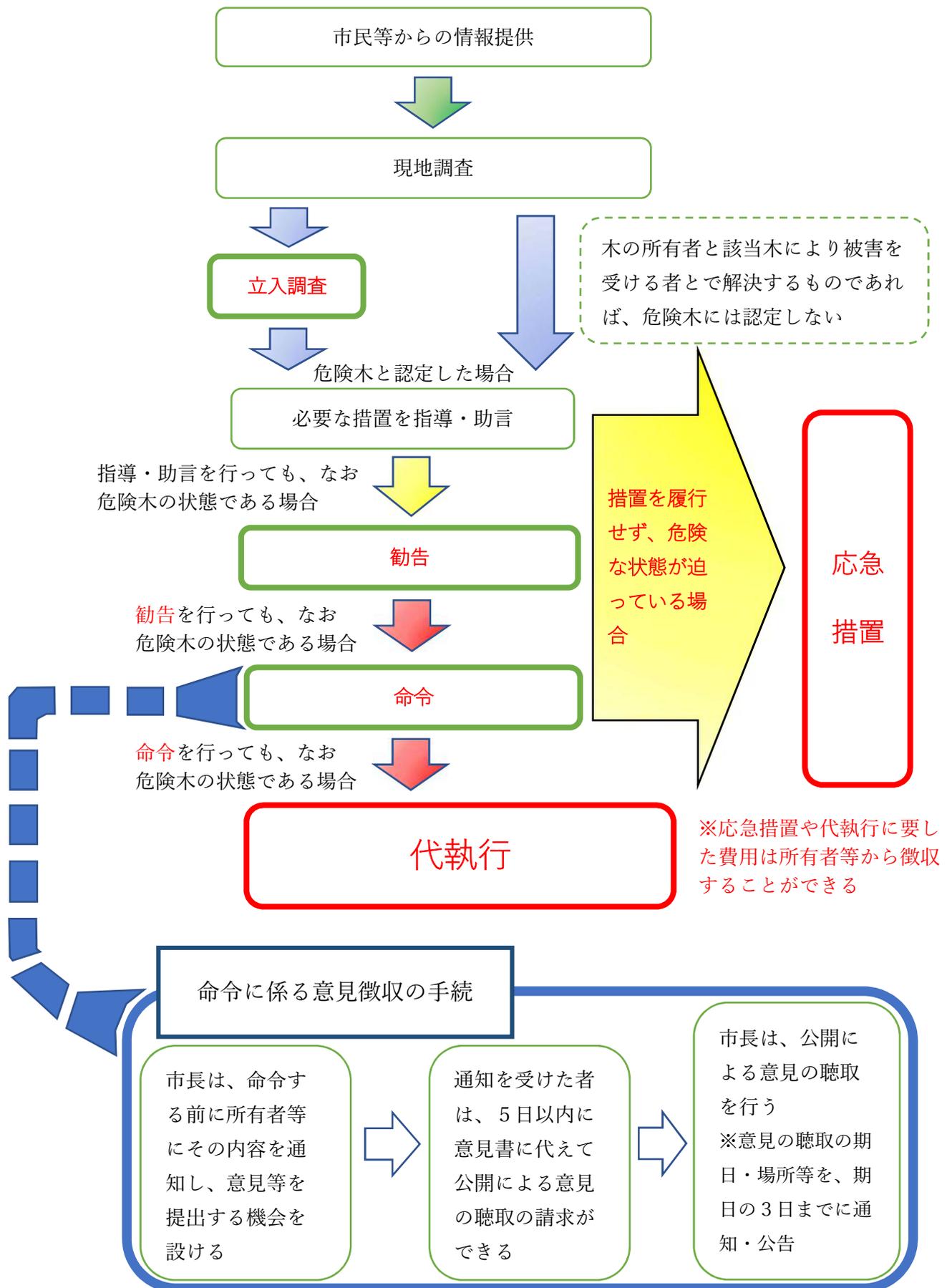
定義

市民等	市内に居住し、若しくは滞在する者（通勤、通学等を含む）、地域の自治会又は市内で事業活動を行う法人等
住宅等	市内に居住する者の住居及び事業所、学校、病院その他人が集う建築物
所有者等	立木の所有者又は管理者
危険木	傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、幹折れ等により住宅等に被害を与えるおそれがある立木（※立木と被害を受ける住宅等の所有者が同じ場合は除く）

市・市民等・所有者等の責務

市	<ul style="list-style-type: none">◆所有者等が適切な管理を行うよう啓発する。◆危険木と認定したら、所有者等へ必要な措置を講じるよう指導や助言を行う。
市民等	<ul style="list-style-type: none">◆立木の管理が不適切な状態とならないよう相互に連携を図り、良好な生活環境の確保に努める。
所有者等	<ul style="list-style-type: none">◆立木が危険木とならないよう適切に管理する。◆市からの指導があった場合は、速やかに対策を講じる。

危険木への対応フロー



スケジュール（予定）

令和3年12月中旬 ～令和4年1月中旬	パブリックコメント実施
令和4年3月	条例（案）提出
令和4年4月1日	施行